

第1章 愛西市健康日本21計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

我が国においては、生活水準の向上や社会保障制度の充実、医療技術の進歩等により平均寿命が延び、世界有数の長寿国となっています。今後、高齢化がさらに進展し、生活習慣病の増加により、医療や介護にかかる負担が年々増加していくとされており、平均寿命だけでなく、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸・健康格差の縮小が求められています。

本市では、平成19年度に「きらり☆あいさい21（愛西市健康日本21計画）」を策定し、平成26年度から現在に至るまで、「第2次愛西市健康日本21計画・愛西市食育推進計画」（以下「第2次計画」という。）に基づき、「みんなでつくろう 笑顔あふれる『健康あいさい』」の基本理念のもとで、健康づくりや食育に対する取組を推進してきました。自殺対策については、「愛西市自殺対策計画」を平成31年に策定し、「支え“あい”、心がつながるまち 愛西 ～誰も孤立することのないまちを目指して～」をスローガンに自殺対策を図ってきました。

こうした中、国は令和6年度から健康増進に係る新たな取組として、健康日本21（第三次）を推進しています。健康日本21（第三次）では、「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、そのために、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組の推進を行うこととしています。また、健康づくりと密接に関連する「食」については、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」が策定されました。

一方で、自殺者数は深刻な状況にあり、令和4年に新たな「自殺総合対策大綱」が策定され、こども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化を図ることになり、令和5年には「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が取りまとめられています。

このたび、本市の第2次計画及び愛西市自殺対策計画が計画期末を迎えることから、健康づくり、食育、自殺対策に係る国の方針、目標等との整合を図り、一体的に取り組むために愛西市健康日本21計画を策定します。本計画は「健康日本21計画」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」を包含し、健康づくり、食育、自殺対策を包括的に推進していきます。

【ヘルスプロモーションの概念図】



2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけられます。

また、本計画は、国・県の計画の方向性を踏まえ、「愛西市総合計画」を上位計画とし、関連諸計画との整合や連携を図って推進します。



3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

本計画の期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間とします。

計画の中間年にあたる令和12年度に中間評価・計画の見直しを行い、令和18年度に最終評価と次期計画の策定を行います。ただし、計画期間中に社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
愛西市健康日本21計画・愛西市食育推進計画											愛西市健康日本21計画 (健康日本21計画、食育推進計画、自殺対策計画)											
				中間評価						最終評価						中間評価						最終評価

4 S D G s の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・

本計画では、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（S D G s）の理念を踏まえ、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの視点をもって計画の推進に取り組めます。

